

第9回佐倉市立保育園等の在り方検討会

会議次第

日時 平成22年7月22日(木)

午後2時から

於 佐倉市役所 議会棟 第3委員会室

1. 開会

(1) 健康こども部長 挨拶

(2) 佐倉市立保育園等の在り方検討会会長 挨拶

2. 議題

(1) 第7回議論の整理

(2) 第8回現地視察の報告

(3) 児童センター・学童保育所の在り方について

(4) その他

次回以降の日程その他

3. 閉会

議題（１） 第7回（前々回）議論の整理

（１）前回（第6回）議論の整理

（２）公立保育園の民営化について

- ・佐倉市の財政状況について、以前の説明を補足。

（３）児童センターの現状と課題について

主な意見

児童センターの感想、印象について

- ・児童センターはあまり知られておらず、何をやっている所か知らない保護者が多い。
- ・スタッフに遊びを展開するスキルがあまり感じられず、地域での子育ての拠点を担っている意識が低いと感じる。
- ・スタッフがほとんど女性で、ダイナミックな企画や活動が少なく、活動内容が女の子向けであるように感じる。
- ・孤独に子育てをしている親からすると、すでに世界ができあがっているように見え、そこに入っていきのに気後れする。

今後の方向性について

- ・保育園を利用していない保護者にとって、子育て支援という機能は非常に重要。専門の人がいて、子育てに不安を持つ母親を受け止める機能が果たされながら、低学年の子どもの健全育成を曜日を変えながら展開するということだ。
- ・今、地域の中で、このような施設がどういう形で求められているのか、従来からあるからそのままあるのではなく、新しい時代の中でどういう形に変えていくかという視点も必要。
- ・（質問）児童センターは民間委託にしたいのか、廃止にしたいのか。先に児童センターを民間委託したら、その中にある学童保育所は先に民間委託になるということか。
（事務局回答）廃止ではなく、民間委託の方向。学童保育所を児童センターが管轄したりするので関連はするが、必ず一括にするか等はまだ詰めていない。

コミュニティ・地域人材の活用について

- ・我孫子にある千葉県の施設は、コミュニティビジネスで地域の人材が集まって、NPOからさらに大きな事業体を作って、大きな館の運営をこなしている。
- ・保育士がたまに保育園から人事異動で児童センターに配属されて運営するのではなく、むしろコミュニティを作るとい志のあるスタッフのいるNPOや民間団体をお願いしたほうがいい。

（４）学童保育所の現状と課題について

現状について（第6回のまとめ）

- ・過密状態が生じている。
- ・設置されている場所が児童センターや学校など様々。
- ・対象が6年生までのところ、そうでないところがある。
- ・保護者の要望と、現状の開設時間に違いがある。

- ・運営形態は公立公営だが、離れたところにある保育園の園長が掛け持ちしていて、実質的には不可能に近いと見受けられる。
- ・保護者のニーズとしては、勉強を見てほしいというもの、夏休み中のお弁当に関するもの等がある。

主な意見

今後の方向性について

- ・親の立場からは、今の内容だったら学童保育所でなくても、大人の目のあるところにいてくれさえすれば安心で、学校で図書館を5時まで開けてもらえば済む話。
- ・1つは、単に大人の目のある環境ということで、見ているだけと割り切る。もう一つは、せっかくだから意味をもった活動をやるということで、指定管理者制度や民営化など、放課後の過ごし方についてプログラムやアイデアを持つ団体に委託する。市として充実したことをやる必要はない。

インストラクターについて

- ・学童保育所を数年で一気に増やした弊害で、学童保育所のインストラクターの全体のレベルが下がり、人と向き合って育てていける指導員が少ない状況である。
- ・柵から出ないように見張っているだけという印象。
- ・あの児童数であの指導員の人数は少ない。
- ・インストラクターの資質をどう研修しながら高めていくか、検討が必要。
- ・男女両方のインストラクターが関わっていくのは望ましい。地域にいる人材が関わっていく仕組みを作ることが必要。

子どもの視点・子どもの利益について

- ・集団の中では子どもは疲れる。イベントをやらせたり、保護者の要望に合わせて時間を長くして、いつほっとするのか。子どもの視点から見てどうか検討が必要。
- ・子どもの最善の利益という視点を失うと、保護者の要求だけを飲んで、犠牲になるのは子どもたち。子どもを守って、親の要求にもどう応えていくか、難しい。

地域での子育て、社会全体について

- ・大きな公園などに大人がいて安全な状況になってさえいれば、学童保育所という部屋に預けなくてもいい。街で子どもを育てるという観点で、器を作ればいい。
- ・子どもの病気や介護が必要なときにも休めるように、社会全体のシステムとして職場環境を整えていかなければならない。
- ・学童保育所をどうするかということと話していること自体、日本という社会は貧しい。もっと子どもにとって親子関係が豊かになってほしい。

その他

- ・保護者負担は公立6,000円で、民間は9,000円から12,500円と、行くところにより金額が違う。保護者から見るとどこも同じにするほうがすっきりする。
- ・保護者負担金は経費の3分の1だが、これはこのままでいいのか。

まとめ

- ・子どもたちのことを考えて、根本的にどう学童保育があるべきか、課題を整理していきたい。

議題（2） 前回（第8回）現地視察の報告

視察概要

光の子保育園・光の子児童ルーム・子育て支援センターひつじ

- ・定員以上の入所。これ以上は無理。子どももストレスを感じてしまう。
- ・給食は子どもが自分で食べられる量を取っている。最近、ご飯の消費が多いが、朝食を抜いている子どもが増えているからなのか。

北志津保育園

- ・園庭開放の利用者が多かった。

志津保育園・西志津学童保育所

- ・学童の利用について、西志津小の児童クラブと適切に調整してほしい。（こちらを利用している特別支援教室の児童で、ここまでの通園が困難な者がいる。）
- ・正規職員に比べ臨時職員の割合が高く、そのレベル差を埋めるため研修をやってはいるが、なかなか全員参加できない状況にある。
- ・こういった保育環境を考えると、公立の方が、質が高いとは一概に言えない。

マミーズハンドさくら

- ・近隣との関係を良好に保つため、夏祭りに近隣住民を招待している。（ただし、自治会には加入していない。）

おひさま保育園

車窓より外観を見学。委員より、緑が少ないとの声あり。（今後整備していく方針であると聞いている。）

さくらんぼ園

- ・平成20年度より指定管理者に移行した療育施設（児童デイサービス）である。
- ・幼稚園や保育園との並行入園の児童もあり、週3～4回の利用が多い。
- ・幼稚園や保育園との連携を強化している。例えば幼稚園では受け入れのハードルが高いケースでも、併用することで成長したと感じることもある。
- ・指定管理者に移行する際、市営時代の非常勤職員（PT等専門職多い）が引き続きスタッフとなったことで、円滑な移行ができ保護者も安心できた。
- ・指定管理者制度となり、以前よりも利用しやすくなり良くなったと思う。（市営の場合、いろいろな規定により弾力的な運用ができなかった面もある。）
- ・指定管理者制度へ移行するにあたって、保護者からは、良くなってくれ

ば、という程度で、特に意見はなかった。

南部児童センター

- ・職員は児童センターだけでなく基本的に全館管理を担当しているため、負担が大きい。

佐倉学童保育所（佐倉小学校内）

- ・所管の佐倉老幼の館の運営委員会に校長が入っているからか、学校が非常に協力的である。
- ・学童には最低基準があるか？
1.65 m²/人（人数による職員数の要件もある）
- ・インストラクターが非常勤のため、常に同じインストラクターが勤務していないのが課題
- ・学校の構造により死角が多く、職員を増やしてもらったが目が行き届かない。

佐倉老幼の館

- ・学童の部屋のトイレが男女共用で、老幼の館が閉まった後不便である。

ヤングプラザ

- ・平成19年度より指定管理者制度に移行。今年度より5か年更新（法定施設ではない。）
- ・指定管理者移行前と後で、利用者は微増した。
- ・市の職員削減の中で、施設サービスの質を重視して指定管理者制度に移行した。
- ・今後は、モニタリング調査などを実施し、指定管理者に移行した実績を評価していく。
- ・事業者としては、地域との繋がりを強め、まだここを利用していない子をどう取り入れ支援していくか模索している。

第8回佐倉市立保育園等の在り方検討会現地視察行程

平成22年5月25日(火)

- 10:00 **佐倉市役所発** (自家用車駐車可)
- 10:30 光の子保育園【私立保育園】着
(同一敷地内にある、光の子児童ルーム、子育て支援センターひつじを含む。)
- 11:00 北志津保育園【公立保育園】着
- 11:30 志津保育園【公立保育園】着
(同一敷地内にある西志津学童保育所含む。)
- 12:10 志津保育園にて給食試食
- 13:00 志津保育園出発
- 13:05 マミーズハンドさくら【民間保育園】着
- 13:35 おひさま保育園【民間保育園】車窓見学
- 13:50 **さくらんぼ園着** (午後から合流の場合、自家用車駐車可)
【在宅の障害児の福祉の増進を図るための施設】
- 14:00 さくらんぼ園 保護者、指定管理者との懇談 14:30まで
- 14:40 南部児童センター【児童センター】(さくらんぼ園と同一敷地内)
- 15:10 佐倉学童保育所着(佐倉小学校内)
- 15:40 佐倉老幼の館【児童センター】着
- 16:10 ヤングプラザ【青少年の育成に資するための施設】着
- 16:50 佐倉市役所着解散
- (17:05 さくらんぼ園着解散)



光の子児童ルーム



子育て支援センターひつじ



西志津学童保育所（2階）



志津保育園



マミーズハンドさくら



さくらんぼ園



佐倉学童保育所（佐倉小学校内）



ヤングプラザ

佐倉市指定管理者制度導入施設一覧

【資料2】

導入年度	施設名称	施設数	現指定管理者	選定年度(点線矢印) → 指定期間(実線矢印)												施設概要	
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
平成18年度 (28施設)	佐倉市男女平等参画推進センター	1	特定非営利活動法人 ミウズ1号	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点施設 (ミーティングスペース、学習室)
	佐倉市営自転車駐車場 (13施設)	13	社団法人 日本 駐車場工学研究会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	自転車駐車場
	佐倉市西部地域福祉センター	1	社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	地域福祉の推進を図るための活動拠点施設(会議室、研修室、娯楽室、和室)
	佐倉市南部地域福祉センター	1	社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	地域福祉の推進を図るための活動拠点施設(研修室、和室)
	佐倉市老人憩の家うすい荘	1	臼井四町会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	高齢者の集会、趣味活動の場
	佐倉市老人憩の家千代田荘	1	千代田地区社協	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	佐倉市老人憩の家志津荘	1	志津南地区社協	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	佐倉市高齢者福祉作業所	(1)	(H21から直営)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	高齢者が就労や収入に繋がる技術の習得や生産・創造的活動を行う施設
	佐倉草ぶえの丘	1	山万グループ (ワイ・エム・メン テナンス株式会社ほか3団体)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	緑豊かな自然の中で農業体験や生き物とのふれあいができる施設 (研修センター、実習館、体育館、ログハウス、バラ園等)
	佐倉新町おはやし館	1	特定非営利活動法人 佐倉一里塚	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	佐倉の祭礼用具を展示するとともに、文化・観光情報等を紹介する施設 (展示室、集会室)
岩名運動公園 上座総合公園 大作公園 直弥公園 佐倉市立青少年センター 佐倉市立青少年体育館	6	財団法人 千葉 県まちづくり公社グループ(財 団法人 千葉県まち づくり公社グループ ほか1団体)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	(岩名運動公園:陸上競技場、野球場、テニスコート、プール、スポーツ資料館 上座総合公園:プール 大作公園:野球場 直弥公園:テニスコート) 青少年センター:青少年健全育成を目的とした団体の研修及び集会のための施設	
平成19年度 (2)	佐倉市ヤングプラザ	1	ワーカーズコープ(特定非営利活動法人ワーカーズコープほか1団体)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	青少年が気軽に集うことができる場、悩みや心配ごとを自由に相談できる場	
	佐倉市中心身障害者福祉作業所 南部よもぎの園	1	社会福祉法人 千手会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	在宅の知的・心身障害者等に対し、作業施設や仕事を提供し、生活指導を行う通所施設	
平成20年度 (3)	佐倉市さくらんぼ園	1	社会福祉法人 千手会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	心身障害児に対し指導及び訓練を行い、社会的自立を助長する施設	
	佐倉市中心身障害者福祉作業所 よもぎの園	1	社会福祉法人 愛光	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	在宅の知的・心身障害者等に対し、作業施設や仕事を提供し、生活指導を行う通所施設	
	飯野台観光振興施設 (野鳥の森含む)	1	株式会社 塚原 緑地研究所	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	オートキャンプ場 (野鳥の森:観察舎)	
平成21年度 (2)	佐倉市志津コミュニティセンター	1	テルウェル東日本株式会社	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	地域住民に対する会議室等の貸館施設 (ホール、会議室、集会室、和室、茶室、多目的グラウンド)	
	佐倉市市民公益活動サポートセンター	1	社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	市民公益活動団体等が連携・交流する市民公益活動の拠点施設 (交流コーナー、会議室、パソコンコーナー、ロッカー、印刷機等)	
22年度 (2)	佐倉市西志津ふれあいセンター	1	(公募中)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	地域住民に対する会議室等の貸館施設 (ホール、会議室、展示室)	
導入施設 合計 (平成23年導入予定含む)		35															

審議用 事務局提出 たたき台

児童センター・公立学童保育所の在り方

1 児童センターの在るべき方向

【前回議論における委員の主な意見】

児童センターの感想、印象について

- ・児童センターはあまり知られておらず、何をやっているか知らない保護者が多い。
- ・スタッフに遊びを展開するスキルがあまり感じられず、地域での子育ての拠点を担っている意識が低いと感じる。
- ・スタッフがほとんど女性で、ダイナミックな企画や活動が少なく、活動内容が女の子向けであるように感じる。
- ・孤独に子育てをしている親からすると、すでに世界ができあがっているように見え、そこに入って行くのに気後れする。

今後の方向性について

- ・保育園を利用していない保護者にとって、子育て支援という機能は非常に重要。専門の人がいて、子育てに不安を持つ母親を受け止める機能が果たされながら、低学年の子どもの健全育成を曜日を変えながら展開するということだ。
- ・今、地域の中で、このような施設がどういう形で求められているのか、従来からあるからそのままあるではなく、新しい時代の中でどういう形に変えていくかという視点も必要。

コミュニティ・地域人材の活用について

- ・我孫子市にある千葉県の施設は、コミュニティビジネスで地域の人材が集まって、NPO からさらに大きな事業体を作って、大きな館の運営をこなしている。
- ・保育士がたまたま保育園から人事異動で児童センターに配属されて運営するのではなく、むしろコミュニティを作るといった志のあるスタッフのいる NPO や民間団体をお願いしたほうがいい。

ア サービスの充実

【提言案】

児童センターは、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設としての役割を担っており、社会情勢の変化や利用者の多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開していく必要があります。

また、児童センターは、地域の子育て支援の拠点施設として、育児相談、情報交換の場、集いの場となっていることから、気軽に来館できる施設としていく必要があります。

しかし、限られた職員体制及び多様な事業実施のノウハウ等が十分でないため、魅力ある事業を十分に展開できていないのが現状です。今後は、新しい時代に対応した魅力ある事業を展開するとともに、より質の高いサービスの提供に努めることが必要です。

イ 児童インストラクターの資質の向上

【提言案】

児童センターには、遊びの指導をする児童インストラクターが配置されており、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるため、遊びの指導を行うものとされています。遊びの指導については専門的技術を要し、その指導の在り方が児童の諸能力の発達に強く影響するものであることから、児童の遊びを指導する者の果たすべき役割は大きいものです。

児童インストラクターの資質の向上や専門的知識を修得するため、千葉県児童館連絡協議会が主催する研修会に参加させるとともに、市独自で研修会も開催していますが、内容や実施回数が十分でないと思われれます。

今後は、定期的、計画的な研修を実施し、社会情勢の変化や利用者ニーズに的確に対応した事業を実施するため、児童インストラクターの指導力の向上を図っていく必要があります。

ウ 施設環境の充実

【提言案】

児童センターの中には築30年以上も経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して、また施設を快適に利用できるようにする必要があります。

現在、全ての児童センターに学童保育所が併設されているため手狭になり、放課後や夏休みなどは、児童センターの事業実施に制約を受けています。

児童センターが本来もっている、児童が何時でも気軽に利用できる施設であるためには、学童保育所を児童センターから切り離し、施設機能を充実させる必要があります。

また、乳幼児を連れた保護者が事業に参加しやすくするためには車の利用が不可欠となることから、利用状況に見合った駐車台数を確保する必要があります。

2 学童保育の在るべき方向

【前回議論における委員の主な意見】

今後の方向性について

- ・親の立場からは、今の内容だったら学童保育所でなくても、大人の目のあるところにいてくれさえすれば安心で、学校で図書館を5時まで開けてもらえば済む話。
- ・単に大人の目のある環境ということで、見ているだけと割り切る。もう一つは、せっかくだから意味をもった活動をやるということで、指定管理者制度や民営化など、放課後の過ごし方についてプログラムやアイデアを持つ団体に委託する。市として充実したことをやる必要はない。
- ・佐倉市で際立っているのは、運営形態として、公立公営というところ。とは言っても離れたところにある保育園の園長が掛け持ちしていて、実質的には不可能に近いことを形式的に公立公営という形にしていると見受けられる。

インストラクターについて

- ・学童保育所を数年で一気に増やした弊害で、学童保育所のインストラクターの全体のレベルが下がり、人と向き合って育てていける指導員が少ない状況である。
- ・柵から出ないように見張っているだけという印象。
- ・あの児童数であの指導員の人数は少ない。
- ・インストラクターの資質をどう研修しながら高めていくか、検討が必要。
- ・男女両方のインストラクターが関わっていくのは望ましい。地域にいる人材が関わっていく仕組みを作ることが必要。

子どもの視点・子どもの利益について

- ・集団の中では子どもは疲れる。イベントをやらせたり、保護者の要望に合わせて時間を長くして、いつホッとするのか。子どもの視点から見てどうか検討が必要。
- ・子どもの最善の利益という視点を失うと、保護者の要求だけを飲んで、犠牲になるのは子どもたち。子どもを守って、親の要求にもどう応えていくか、難しい。
- ・時間延長の問題も必要があると思うが、さみしい思いをするのは結局子ども。子どもを守って、親の要求にもどう応えていくか、難しい。

地域での子育て、社会全体について

- ・大きな公園などに大人がいて安全な状況になってさえいれば、学童保育所という部屋に預けなくてもいい。街で子どもを育てるという観点で、器を作ればいい。
- ・子どもの病気や介護が必要なときにも休めるように、社会全体のシステムとして職場環境を整えていかなければならない。
- ・学童保育所をどうするかということをお話していること自体、日本という社会は貧しい。もっと子どもにとって親子関係が豊かになってほしい。

その他

- ・保護者負担は公立 6,000 円で、民間は 9,000 円から 12,500 円と、利用するところにより金額が違う。保護者から見るとどこも同じにするほうがすっきりする。
- ・保護者負担金は経費の 3 分の 1 だが、これはこのままでいいのか。

ア サービスの充実

【提言案】

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的としています。

学童保育所の運営においては、適切な児童インストラクターを配置するとともに、子どもの生活を豊かにする魅力ある事業を実施する必要があります。

しかし、適切な児童インストラクターの確保、開所時間、学童保育所を所管する施設職員の負担が増加している等の問題があり、円滑な運営を十分にできているとは言えないのが現状です。

今後は、魅力ある事業、延長保育や一時利用の実施など多様な保育サービスの提供を図ることにより、学童保育の質の向上を図ることが必要です。

また、定期的に保護者と児童インストラクターとが会合を開き、学童保育の現状や問題点などについて話し合いをしながら、子どもに最善の利益になるような質の高い学童保育の向上に努めていく必要があります。

学童保育所未整備小学校区の解消

【提言案】

小学校区で学童保育所が設置されていないのは、和田小学校区のみです。和田小学校に通う児童の中には他の小学校区の学童保育所に通所している児童もいます。保護者の就労支援、子どもの安心・安全の確保の観点から早急に学童保育所を整備されることが望まれます。

過密学童保育所・大規模学童保育所の解消

【提言案】

学童保育所の中には入所定員を大きく上回る児童が入所し、過密状態となっている施設もあります。

また、入所児童が 60 名を超え、大規模学童保育所に近づきつつある施設もあります。児童一人ひとりへの目配りやケガの防止などの観点から、施設の増設や移転による過密状態の解消や大規模化の学童施設を分割し、適正規模の学童保育所とする必要があります。

延長保育の実施

【提言案】

公立の学童保育所の開所時間は、千葉県放課後児童クラブガイドラインよりも開所時間は長くなっておりますが、就労形態の多様化などによる利用者のニーズを勘案して検討する必要があります。

なお、実施にあたっては子どもの最善の利益という視点に配慮していく必要があります。

施設開所時間における正規職員空白時間帯の解消**【提言案】**

公立の学童保育所は、児童センター所長又は保育園長が所管しております。

保育園は午後7時（午後8時）まで開所しているため、職員がシフト制勤務をとっており、学童保育所の開所時間帯は基本的に正規職員がおります。

一方、児童センター（老幼の館）が所管する場合、職員は午後5時15分で勤務が終了するため、午後7時まで開所している学童保育所は夜間、正規職員が不在となる空白時間帯が生じています。

今後は、シフト制勤務の導入などにより学童保育所が開所している時間帯は正規職員を配置し、児童のケガ等の緊急時に迅速かつ適切に対応する体制づくりが必要です。

イ 児童インストラクターの資質の向上**【提言案】**

学童保育所は、児童に適切な遊びを通して生活の場を与え、その健全育成を図ることとしていることから、児童インストラクターの役割は重要です。

学童保育所の児童インストラクターの資質の向上や専門的知識を高めるため、千葉県が主催する研修会に参加させるとともに、市独自で、救急講習会や発達障害の児童に対応するための研修を行っておりますが、研修内容、実施回数等は十分とはいえないと思われれます。

今後は、定期的、計画的な研修を実施し、児童インストラクターの資質の向上や専門性を高めることにより、学童保育の質の向上を図る必要があります。

ウ 施設環境の充実**【提言案】**

学童保育所の中には築20年以上も経過し、老朽化が著しい施設もあることから、施設の改修を進め、児童が安心して、また施設を快適に利用できるようにする必要があります。

学童保育ニーズの高まりから、待機児童を発生させないよう、児童センターの遊戯室などの一部を共用スペースとして定員を拡大している施設もありますが、入所定員に見合った学童保育の専用スペースを確保し、ゆとりある学童保育に努めていく必要があります。

小学6年生まで受け入れている施設の中には男女共用のトイレが一つしかないという問題があることから、学童保育所を整備する上では高学年にも配慮した施設整備を行っていく必要があります。

3. 児童センター・公立学童保育所の今後の管理運営について

市内5カ所の児童センターについては、現在、少ない職員数の中で子育て支援・児童健全育成事業等の事業を実施しておりますが、現在の管理運営方法では社会状況の変化等に伴う多様なニーズに対応することが困難になっています。

学童保育所についても利用者が増加するなかで、所管する児童センター、保育園の職員の負担が大きくなっているのが現状です。

前述の児童センター・学童保育所の現状と課題や在るべき方向を踏まえ、児童センターについては指定管理者制度の導入、学童保育所については指定管理者制度の導入又は民営化（民間移管）を検討していく必要があります。

なお、指定管理者制度の導入又は民営化（民間移管）にあたっては、以下の点に留意することが必要です。

ア 指定管理者制度導入又は民営化（民間移管）の基本的な考え方

目的

< 児童センター >

児童センターは、地域の子育て支援、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設としての役割を担っており、利用者の多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開していく必要があります。

しかし、限られた職員体制及び多様な事業実施のノウハウ等が十分でないため、魅力ある事業を十分に展開できていないのが現状です。民間のノウハウを活用し、魅力ある事業を展開するとともに、より質の高いサービスの提供に努めることが必要です。

< 学童保育所 >

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的としています。

学童保育所の運営においては、適切な指導員を配置するとともに、子どもの生活を豊かにする魅力ある事業を実施する必要があります。

しかし、適切な指導員の確保、開所時間帯、所管施設の負担が増加していること等の問題があり、円滑な運営を十分にできているとは言えないのが現状です。

民間のノウハウを活用し、魅力ある事業、延長保育や一時利用の実施など多様な保育サービスの提供を図ることにより、学童保育の質の向上を図ることが必要です。

行政処分・利用料金制度

< 児童センター >

指定管理者制度は通常の業務委託と異なり、事業申し込みの決定・却下などの行政処分、利用料を徴収して事業費の一部に組み入れることができる利用料金制度を導入することができますが、児童センターの事業は無料であることから、利用料金制度は導入すべきではないと考えます。

< 学童保育所 >

指定管理者制度では、学童保育所の入所や保育料の決定、保育料の減免などの行政処分、また、保育料の徴収などの利用料金制度を導入することができますが、入所決定等について、保護者とのトラブルが生じる可能性が大きく、行政処分や利用料金制度は導入すべきではないと考えます。

移管する児童センター・学童保育所の範囲

各地区にある児童センターを中心に、市内を5区分に分け、区分エリアにある児童センター及び学童保育所を一括して移管することが必要です。

また、移管する際には区分ごとに段階的に実施していく必要があります。

なお、保育園内にある学童保育所については、保育園の民間移管に合わせ、民営化を検討する必要があります。

サービスの質の確保

指定管理者制度の導入や民間移管により、運営主体は市から民間事業者等に替わりますが、利用者満足度調査等を実施し、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

イ 実施方法

導入施設区分ごとの段階的实施

導入区分については、段階的に導入する必要があります。まず1区分で試行的に実施し、課題が生じた場合は対応策を検討し、その後の導入時に反映させることが必要です。

ガイドラインの作成

児童センター及び学童保育所の指定管理者制度導入又は民営化(民間移管)にあたっては、保護者へ十分な説明を行うとともに、以下の項目を主な内容とした移管を行う場合の一定の基準、ルールを定めた「ガイドライン」を事前に作成し、公表することが必要です。

指定管理者制度導入又は民間移管する児童センター・学童保育所の考え方

< 児童センター >

児童センターについては、5施設全てを指定管理者制度へ移行する必要があります。

<学童保育所>

学童保育所については、児童センターに併せて基本的には指定管理者制度へ移行する必要がありますが、保育園の中にある学童保育所については、保育園の民営化に合わせ、同時に民営化を検討することが必要です。

移管先の運営主体の考え方

指定管理者制度の事業者の選定につきましては、既に指定管理者制度の導入を行っている他市の先進事例を検討する中で、社会福祉法人以外の団体についても、事業者としての検討を進める必要があります。

選定方法

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会に諮り事業者を決定することになりますが、オブザーバーとして有識者や保育関係者などを参加させることにより、適正な事業者の選定に努める必要があります。

また、民営化する学童保育所については、保育園の民営化に合わせ、有識者保育関係者などで構成する選定委員会を設置し、学童保育所の運営方針や、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容等の考え方などを、総合的な観点から質の高い事業者を選定することが必要です。

募集方法

指定管理者制度や民営化に当たっての事業者の募集については、公募により事業者を選定する必要があります。

指定期間について

児童センター及び学童保育所は事業の性質上、指定期間はできるだけ長くする必要があります。

円滑な引き継ぎ

子どもたちの安全と安心を最優先に考え、十分な引き継ぎが期間を確保し、円滑な移行に努める必要があります。

周知期間の確保

<児童センター>

利用者が混乱することがないように十分な周知期間を確保し、周知を図ることが必要です。

<学童保育所>

指定管理者制度を導入する学童保育所については、十分な周知期間を確保し、保護者や市民への周知を図ることが必要です。

また、民営化する学童保育所についても、民間移管実施まで十分な期間を確保し、保護者や市民への周知を図ることが必要です。

移管後の市の役割・責任

移行後の施設運営や事業内容に問題があるときは、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告をする必要があります。

また、学童保育所については、一定期間、保護者、事業者及び市が定期的に話し合いを続け、育成内容を確認する必要があります。

千葉県放課後児童クラブガイドライン



平成 20 年 5 月改正

千 葉 県

この放課後児童クラブガイドラインを読んでいただくにあたり

放課後児童クラブ（学童保育）は、その運営形態により次の3種類に分けられます。

- ① 公設公営 市町村が設置し、運営も行うクラブ
- ② 公設民営 市町村が設置し、運営を委託しているクラブ
- ③ 民設民営 市町村以外の者が設置し、父母会、NPO法人などが運営しているクラブ

このガイドラインでは、次のように定義しています。

設置者 放課後児童クラブ（学童保育）の設置をしている者

*千葉県においては設置者の多くは市町村となっています。

運営責任者 放課後児童クラブ（学童保育）の運営をしている者

*設置者が運営を委託している場合は、委託を受けて事業を運営している者

このガイドラインは、運営形態を問わず全ての放課後児童クラブ（学童保育）を対象としています。

放課後児童クラブ（学童保育）ガイドライン策定にあたり

放課後児童クラブ（学童保育。以下、放課後児童クラブとします。）は、共働き家庭や一人親家庭など、働きながら子育てをしている（しなければならない）親たちが安心して働き続けることが出来るようにという願いを受けて誕生しました。以後、共働き家庭や一人親家庭の増加にともない、その必要性は大きく高まり平成9年には児童福祉法に位置づけられるようになりました。（平成10年4月施行）

児童福祉法第6条の2第2項（注 平成18年4月に改正）では、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」とあります。

放課後児童クラブは、ここでいう子どもの放課後における「適切な遊び及び生活の場」にあたるものです。それは、親が安心して就労できるためだけにある施設ではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場であるという目的を示しています。

放課後児童クラブは、単に放課後、行き場のない子どもを預かるだけ・預けるだけの場所ではありません。子どもの最善の利益を保障するために、また、子どもの人権を尊重するという立場からも、子どもが安心して豊かな放課後をすごせる居場所となつてほしいと思います。

いかに、その量的拡大が必要であるからといって、質的向上を抜きに考えることはできません。放課後児童クラブは、放課後の子どもの成長と発達を保障し、子どもの自立を支援することを目的として、放課後児童クラブを理解する指導員、共に子育てに参画する保護者が手を取り合つて運営していく場所です。

当然ながら、子育ては指導員と保護者が子どもを真ん中に共につくり上げていくものです。どちらか一方に任されるものでも、どちらかの都合にあわせて運営されるものでもありません。また、放課後児童クラブは、地域がこれを支えることによってより充実したものになります。

しかし、放課後児童クラブが上記の目的の下、運営されるためには、適切かつ安全な施設の設置、適切な指導員の配置、子どもの生活を豊かにする事業の実施と管理、障害児の受け入れなど様々な問題があります。放課後児童クラブの質的向上を図るためには、放課後児童クラブの関係者が「放課後児童クラブの施設や運営はこうあるべき」というよりどこを示すことが必要であり、このガイドラインは、上記の目的の下に諸問題についてのよりどころとして望ましい水準を示しました。

県としては、放課後児童健全育成事業を進める上からも、県内の放課後児童クラブがこの水準に沿って運営されるように努力することが急務であるとの認識をもってしています。ただ、現在、県内にある放課後児童クラブは様々な事情から、様々な運営形態・実施状況にあり一律にこれを改善することは現実にはかきません。すこしでも目指すところに近づくことが出来るようにガイドラインの普及に努力してまいります。

また、放課後児童クラブの設置者、運営責任者、指導員、保護者、地域の方など子どもの健全育成に関わる方には、ぜひこのガイドラインをお読みいただき、よりよい放課後児童クラブの運営と子どもの成長・発達に寄与していただけるようお願いいたします。

なお、このガイドラインは、千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会の専門部会である「放課後児童クラブガイドライン研究会」の委員の皆様をはじめ関係者の多大なるご尽力をいただきまとめられたものです。

皆様に厚くお礼申し上げます。

平成19年1月

千葉県健康福祉部児童家庭課長

目 次

I	総 則	1
1	事業目的	1
2	対象児童及び入所要件	1
	(1) 対象児童	1
	(2) 入所要件	1
3	開設日・開設時間	1
	(1) 開設日	1
	(2) 開設時間	2
4	規模	2
5	施設・設備	2
	(1) 必要な施設	2
	(2) 必要な設備	3
	(3) 施設の広さ	3
6	利用料	3
	(1) 利用料の徴収	3
	(2) おやつ・昼食代	3
II	入所に関すること	4
1	入所に関すること	4
	(1) 入所案内	4
	(2) 入所申請・入所の決定について	4
	(3) 入所説明会	4
III	指導員に関すること	5
1	指導員に関すること	5
	(1) 資格	5
	(2) 職務範囲	5
	(3) 労働条件について	6
	(4) 指導員のモラル	6
2	指導員の研修	7
	(1) 研修の機会の保障	7
	(2) 研修の内容	7

IV 保育（事業の運営・管理）	8
1 保育内容	8
（1）登室、降室について	8
（2）出欠について	8
（3）おやつ・食事について	8
（4）子どもの健康管理	8
（5）子どもの活動	9
（6）運営方針・事業計画	9
（7）保護者との協力	9
（8）学校との連携	9
（9）地域との交流	9
2 子どもの安全管理	10
（1）体制の整備	10
（2）傷害保険等の加入	10
3 保護者の保育参加と保護者会の設置	10
4 苦情・要望への対応	10
（1）苦情・要望の範囲	11
（2）苦情・要望を聞き取る姿勢	11
（3）苦情・要望に対応する体制	11
（4）苦情・要望への対応から生まれる効果	12

《放課後児童クラブ（学童保育）の望ましい水準を示すガイドライン》

I 総 則

1 事業目的

放課後児童クラブ事業は、公立私立を問わず小学校及び特別支援学校小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後、及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業です。

各市町村が責任を持ってその推進にあたるとともに、放課後児童クラブの設置者は、その目的を十分に踏まえた適切な運営が行われるよう、必要な運営費を確保することとします。

また、事業の実施にあたっては、保護者や地域の積極的な参画を必要としています。

2 対象児童及び入所要件

(1) 対象児童

市町村に在住又は在学している小学校及び特別支援学校小学部の1年生から6年生で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とします。

ただし、受け入れにあたっては1年生から3年生までの低年齢の児童及び障害児を優先させつつ、その他の児童を積極的に受け入れることとします。

(2) 入所要件

- ① 保護者の労働の他、就労準備のための通学、職探し、疾病、療養、出産、家族の介護、その他何らかの事由で保護者が保育にあたれない場合。
- ② その他、運営責任者（設置者）が必要と認める場合。

3 開設日・開設時間

(1) 開設日

開設日は各放課後児童クラブで運営責任者（設置者）、指導員、保護者の間で協議の上定めることとします。

ただし、基本的に下記に該当する日は開設することとします。

- ① 平日の放課後、土曜日、夏休み、秋休み（2期制の前・後期の間の休業日）、冬休み、春休み
- ② 学校休業日などで必要とされる日

重要な感染症が生じた場合、災害などで施設が運営できない状況になった場合は閉室することができることとします。

ただし、こうした不測の事態を想定して、運営責任者（設置者）、指導員は保護者と事前に十分な協議をしておく必要があります。

（2）開設時間

開設時間については原則として下校後から午後6時までとし、学校休業日は午前8時から午後6時までとします。

ただし、親の就労状況・通勤時間や子どもの状況が地域により違いが大きいので、開始時間及び終了時間を変更することができることとします。

4 規模

40名を限度としますが、40名を超える場合は相当の指導員を増員し、規模を2つに分けるなど施設設備などの条件整備に努めることとします。

市町村は、小学校区ごとに将来に渡る利用者需要を考慮し、必要な放課後児童クラブを設置するように努めることとします。

5 施設・設備

放課後児童クラブの施設は、子どもが安心してすごせる場を保障するために、衛生的で安全な生活の場にふさわしい専用の施設を設置するよう努めることとします。

また、障害を持つ子どもの利用が可能なようにバリアフリー化に努めることとします。

（1）必要な施設

- ・生活室（クラブ室）
- ・遊び場（屋内・屋外）
- ・静養室
- ・事務室
- ・トイレ（クラブ用に設置されたもの）
- ・玄関
- ・足洗い場
- ・台所（専用）
- ・温水シャワーのついた手洗い場
- ・2方向以上の避難経路

(2) 必要な設備

- ・児童用ロッカー ・下駄箱 ・傘立 ・座卓 ・本棚 ・事務机、椅子
- ・指導員用ロッカー（施錠できるもの） ・冷蔵庫 ・食器戸棚
- ・電話（FAX付） ・布団 ・掃除機 ・救急箱 ・物置
- ・消火器などの消防設備など防災の設備
- ・防犯ブザーや施錠など不審者対策、防犯設備

特に、子どもが生活する生活室（クラブ室）は、適度な採光や通風に配慮し、空調装置（冷暖房）、カーテンやブラインド、網戸、その他子どもの生活に必要な備品を備えることとします。

また、家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなど安全についても配慮します。

(3) 施設の広さ

子どもが主に活動する場所（生活室）については、子ども一人あたり1.65平方メートル以上の広さを確保することとします。

6 利用料

(1) 利用料の徴収

放課後児童クラブの利用にあたり、設置者（運営責任者）は、利用料を徴収することとします。

ただし、利用料の納入義務者が特別な事情があり、利用料の納入ができないときは、その一部または全部を免除することができることとします。

(2) おやつ・昼食代

おやつ、昼食代等個人の直接消費するものは、利用料とは別に個人の負担とし、徴収した料金に関しては、会計報告を実施して適正な使用を証明することとします。

II 入所に関すること

1 入所に関すること

(1) 入所案内

- ① 市町村は、放課後児童クラブについて、公設・民設に関わらず、入所案内を作成し、インターネット、広報紙、パンフレットなどを通じて広く周知を図ることとします。
- ② 入所案内には、事業目的、入所手続き方法、申請書類、利用料、クラブの設置場所等を分かりやすく記載することとします。
- ③ 入所案内は、ホームページに掲載する、申請書類をダウンロード可能にする、小学校で配布する等就労している保護者が入手しやすいよう工夫することとします。

(2) 入所申請・入所の決定について

- ① 入所期間は入所を承認した月から、その年度末までを原則とし、随時入所及び退所を可能とします。
- ② 入所を希望する場合、保護者は入所申込書を提出することとします。また、継続して利用する場合にも、年度ごとに入所申込を必要とします。
なお、入所申込書には、児童の生活状況、保護者の状況などを記載し、その他必要な書類を添付することとします。
- ③ 入所に関しては、必要に応じて指導員の意見を踏まえて、設置者（運営責任者）が判定し、保護者に通知します。また、判定にあたっては保護者の納得が得られるよう配慮することとします。特に、やむを得ずその入所を断る場合は、その理由を付して保護者に通知することとします。なお、保護者が入所の可否の決定について不服がある場合は申し立てができるよう、その手続きについて周知することとします。
- ④ 保護者以外の同居人（祖父母等）がいること、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らないこととします。
- ⑤ 設置者（運営責任者）及び指導員は、入所申込書をもとに面接をすることができることとします。

(3) 入所説明会

入所する前に、児童及び保護者に対し放課後児童クラブの運営方針、年間計画等について説明を行うこととします。

また、指導員は保護者と面談をして、登室・降室の方法、児童の健康状態、家庭の状況等について把握することとします。

Ⅲ 指導員に関すること

1 指導員に関すること

放課後児童クラブには放課後児童クラブの目的と役割を理解する指導員を配置します。また、指導員以外の必要な職員を配置することとします。

指導員は、原則として児童数30名までは2名以上、40人までは3名以上を配置することとします。なお、この中に、以下に示す常勤の専任指導員が含まれるようにします。また、障害がある子どもが入所する場合は、必要に応じて加配することとします。

(1) 資格

常勤及び専任の指導員は下記のいずれかに該当する者としてします。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、養護学校教諭免許を有する者
- ③ 臨床心理士、児童指導員、母子指導員等の職歴を有する者

非常勤職員については以下のいずれかに該当する者を望ましい者としてします。

- ① 子育て経験者
- ② 学生（教育に関わる学習を履修している）
- ③ その他子どもの遊びや生活に関わる経験者

- ここでいう「常勤」とは、継続した勤務の形態があり、一定の勤務時間が保障されていること。
- 「専任」とは、他の業務を兼務することなく、放課後児童クラブ(学童保育)の事業に専念できるように配置されていること。
(実態として年間1800時間程度のフルタイム勤務が望ましいところです。)

(2) 職務範囲

指導員は適切な遊びや生活の場を与えて子どもの成長・発達を図るために下記の業務を行います。

- ① 子どもの保育
- ② 子どもの出欠の管理、保育日誌の作成、保護者への連絡先の把握
- ③ おたよりや連絡帳など保護者への保育報告
- ④ おやつ（副食）の準備

- ⑤ 防災対策・不審者対策と安全指導及び避難訓練の実施
- ⑥ 職員会議
- ⑦ 年間、月間計画の作成
- ⑧ 学校、地域、行政との連絡・連携
- ⑨ 施設・設備など環境整備
- ⑩ 諸経費の管理・運用
- ⑪ 勤務予定表の作成
- ⑫ 子どもの成長と発達を向上させるための学習・研修、遊びの研修
- ⑬ 保護者懇談会の開催

(3) 労働条件について

- ① 指導員の労働時間は1日8時間以内、1週間40時間以内とします。(労働基準法第32条)特に、春休み、夏休み、冬休みなどの学校の長期休業中については、短時間の指導員を別途配置するなど労働時間が過大にならないよう運営責任者(設置者)は注意することとします。
- ② 年次有給休暇(労働基準法第39条)等休暇を付与します。なお、指導員が休暇を取る際に、代替の指導員が配置できるように運営責任者(設置者)は体制を整備するよう努めることとします。
- ③ 指導員は年1回健康診断を受けなければなりません。また、その経費については、運営責任者(設置者)の負担とします。

(4) 指導員のモラル

指導員は、子どもの成長と発達を支援する重要な役割を担っていることを自覚し、下記に掲げる事項を守ることとします。

- ① 指導員は、子どもに体罰を与えないこと。
- ② 指導員は、体型、容姿、性別、障害、国籍等についての差別的言動など、子どもの人格・人権を傷つけないこと。
- ③ 指導員は、子ども・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た守秘義務を負うこと。
- ④ 指導員は、教材費などの雑費、おやつ代、その他経費について適切に取り扱うこと。

2 指導員の研修

指導員の資質の向上、専門性を高めるため指導員の研修を行うこととします。なお、研修は勤務の一環として行い、研修に関する費用は設置者（運営責任者）が負担することとします。

（1）研修の機会の保障

- ① 設置者（運営責任者）は指導員の資質の向上のために研修を実施することとします。
- ② 設置者（運営責任者）は、県、市町村、大学などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保することとします。
- ③ 指導員は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努めることとします。

（2）研修の内容

- ① 指導員全員に共通する課題について年数回定期的に行う研修
- ② 新任者向け、地域や各放課後児童クラブ特有の課題に応じた内容の研修
- ③ 障害を持っている子どもを理解し、放課後児童クラブでの生活を支援するための研修
- ④ 指導員が情報交換、事例研究をし、放課後児童クラブの運営に関する現状、課題に対し共通認識を持つための研修

IV 保育（事業の運営・管理）

1 保育内容

（1）登室、降室について

子どもの安全に配慮し、保護者と指導員が、何時に、どのような方法（集団登室・降室、道順、保護者のお迎え等）で行うのかを週単位（月単位）であらかじめ明確にしておくこととし、当日の時間の変更については、保護者から指導員に連絡することとします。

また、障害を持っている子どもなど自力で登室するのが難しい場合には、設置者（運営責任者）は、安全に登室できるように配慮することとします。特に、1年生の入室当初は学校と連携して安全に登室できるよう対応することとします。

なお、降室時のお迎えでは、指導員と保護者とのコミュニケーションを大切に、保護者が迎えに来られない児童については帰宅時の安全を十分に確保することとします。

（2）出欠について

指導員は出席簿を使用し、子どもの出欠の管理を行います。

欠席の場合は、保護者から連絡をもらうこととし、連絡が無く登室しない場合は、保護者・学校と連絡をとり、児童の状況を把握することとします。

（3）おやつ・食事について

放課後児童クラブは子どもの生活の場であることから、副食的な意味合いを持つおやつや食事は空腹を満たすだけでなく、子どもの成長にあわせるよう配慮することとします。なお、子どもの生活を考えて、行事や季節などを織り込むよう努めるものとします。

また、アレルギー体質の子どものおやつ・食事は、保護者と事前に協議をして、調整することとします。

昼食の対応については保護者と連絡を取り、適切な措置をとることとします。

（4）子どもの健康管理

指導員は事前に子どもの健康状況を観察し、健康を管理します。

具合が悪いと考えられるときは、体温や普段と異なる様子などに注意し、保護者と連絡を取り迎えに来てもらうなど、子どもが安心して回復にむかえるよう配慮することとします。

なお、必要な衛生機材を常備しておくこととします。（体温計、ガーゼ、包帯など）

(5) 子どもの活動

子どもの活動は、子どもの成長・発達に応じたものであり、放課後児童クラブはその成長に対応した放課後の生活の場、安心できる場になるよう努めるものとします。

また、子どもが主体の行事や遊びをつくりだし、異年齢集団の良さを活かした子どもの自立や自治を育てるような活動を支援することとします。

(6) 運営方針・事業計画

放課後児童クラブの運営にあたり、設置者が主体となって運営の基本的枠組みと目指すべき保育の方向性を示した運営方針を定めることとします。また、実際の運営にあたっては、各クラブに、設置者、運営責任者、指導員、保護者が協議をして年度ごとに事業計画を作成することとします。

(7) 保護者との協力

活動内容については、お便りや連絡帳などを通して保護者への周知を図るとともに、保護者の参加ができるような活動を計画に織り込み、保護者も共に子育てに関わることができるように配慮することとします。

また、放課後児童クラブは保護者も共同で創り上げるという意識を共通して持つよう、保護者の組織（保護者会）をつくり、保護者と指導員の協議の場を設けることとします。

(8) 学校との連携

放課後児童クラブの運営にあたり、設置者（運営責任者）は、学校との情報交換を密にし、子どもの生活と遊びの場を広げるため、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について、積極的に学校へ働きかけを行うこととします。

特に、設置者（運営責任者）は、放課後子ども教室の関係者と良好な関係を保ち、市町村に配置されるコーディネーターと協力するなど、子どもが安全に安心して放課後子ども教室に参加できるよう努めることとします。

なお、学校との情報交換にあたっては、個人情報保護や秘密の保持に十分配慮することとします。

(9) 地域との交流

地域の行事に参加するなど、指導員と保護者が協働して、地域住民、近隣住民との関係づくりに努めることとします。また、生活や遊びの内容を豊かなものにしていくために、施設外保育を含め地域の資源（自然、人材、農地と作物等）を積極的に活用することとします。

2 子どもの安全管理

(1) 体制の整備

子どもの安全を守るために、防災及び防犯の観点から日常的な危険回避（防止）と、危険との遭遇や事故・怪我の対応（危機対応）の2つの面から体制を整備し、判断基準、責任者、連絡体制（学校と放課後児童クラブ、指導員と保護者）及び、現場での対応手順を決めてマニュアル（文書）化し、定期的に見直しすることとします。

特に緊急時には、保護者と指導員の連絡を携帯電話やメールを活用して、速やかに行えるよう整備します。また、小学校、警察、消防及び行政機関等との相互の連絡体制をつくることとします。

(2) 傷害保険等の加入

放課後児童クラブ設置者は、やむをえない事故等によって生じた事態に対応するため、傷害保険に加入することとします。

3 保護者の保育参加と保護者会の設置

放課後児童クラブは子どもを預かるだけ・預けるだけの託児的機能をはたす場所ではなく、放課後の子どもの生活をより豊かにするために保護者と運営責任者（設置者）及び指導員がともに子育てを行う場所であると同時に、子育てを通して大人も共に育ち合う関係をつくりあげることができる場所でもあります。

そのためには放課後児童クラブの運営に対し、保護者が組織的に事業に参画するための保護者会の設置は欠くことのできないものとなります。

運営責任者（設置者）、保護者、指導員は以下のような観点到に配慮して、保護者の保育参加を行うこととします。

- ① 保護者は、放課後児童クラブ事業に主体的・積極的に支援することが出来るように保護者会を組織し、運営については保護者が責任を持つこととします。
- ② 運営責任者（設置者）は、保護者会と連絡・協議を図り、保育内容の充実に努めることとします。
- ③ 運営責任者（設置者）、指導員、保護者代表との3者協議会を定期的を実施して、放課後児童クラブの充実・発展に努めることとします。
- ④ 運営責任者（設置者）と保護者会とで事前に保育室使用の取り決めを行い、保護者会活動として、夜間や休日にも保育室を利用できるようにすることとします。

4 苦情・要望への対応

保護者や地域の住民から放課後児童クラブの運営等に関し様々な苦情や要望、意見が寄せられることが考えられます。運営責任者（設置者）や指導員の対応が適切でなければ、地域に支えられ、保護者とともに子育てをするという放課後児童クラブの主旨がうまく反映されないことも考えられます。

運営責任者（設置者）や指導員、市町村が、放課後児童クラブ設置の主旨に則り、地域や保護者の協力が得られるよう苦情・要望の解決にあたる必要があります。

（1）苦情・要望の範囲

苦情・要望の範囲は、クレーム、問題の解決を求めるもののみならず、感情的な不平不満、考え方のズレ、コミュニケーションの不足による行き違い、放課後児童クラブに関する提案、連絡帳による示唆などさまざまなものを含んでいます。

（2）苦情・要望を聞き取る姿勢

放課後児童クラブは成長・発達する子どもを対象とする事業なので、柔軟な対応が求められます。また、多様な子育て観を持つ保護者がともに子育てを行うので、行き違いが生じることはあります。さまざまな意見を受けとめ、話し合いをすることによって、よりよい放課後児童クラブの運営が出来るという認識が必要です。

（3）苦情・要望に対応する体制

苦情・要望に対応するため次のような体制を整えることとします。

- ① 保護者が苦情・要望を訴えるための方法をあらかじめ入所案内などに明示しておきます。
- ② 苦情・要望の内容をよく聞き取り、解決にむけて十分な話し合いを持つこととします。
- ③ 場合によっては、保護者代表、運営責任者（設置者）、指導員、市町村の担当者を含めて対応を協議することとします。
- ④ 苦情・要望に関しては、個人情報に配慮しつつできるかぎり保護者全員に周知するように透明性を確保することとします。

(4) 苦情・要望への対応から生まれる効果

苦情・要望を話し合うことで、以下のような効果を生み出せるようにすることを保護者にも周知し、苦情を出し、要望を提言してもらえるようにします。

- ① 苦情について話し合うことは、保育の質的向上につながります。
- ② 新しいアイデアを生みだし、放課後児童クラブを活性化します。
- ③ 保護者とともに放課後児童クラブをつくりあげていくという実感をお互いが確認できます。
- ④ 問題の解決を目指すことにより、子どもだけでなく、大人も成長することが出来ます。